

平成 2 9 年度第 1 回

柏市廃棄物処理清掃審議会資料集

目 次

平成 2 9 年度環境部組織体制について.....	1
平成 2 9 年度環境部主要事業について.....	4
平成 2 9 年度審議予定事項について.....	8
都市鉱山メダルプロジェクトについて.....	9
ごみの持ち込み受付時における住所確認について.....	11

平成 2 9 年 5 月 9 日

柏市環境部

平成29年度環境部組織体制について

(平成29年4月1日現在)

環境部長 國井 潔
次長 原田 明廣 (環境政策課長兼務)

環境政策課

課長 原田 明廣

環境政策担当	1 環境政策の企画立案及び総合調整に関すること。 2 自然環境及び生物多様性の保全に関すること(他の部署の所管に属するものを除く。) 3 地球温暖化対策に関すること(他の部署の所管に属するものを除く。) 4 柏市環境管理システムに関すること。 5 手賀沼の水質浄化に関すること。 6 再生可能エネルギーに関すること。 7 柏市環境審議会に関すること。 8 部内の定員及び予算に関すること。 9 部内の事業調整及び庶務に関すること。
放射線対策担当	10 放射線対策に係る方針の総合調整に関すること。 11 放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 12 放射線量の測定及び除染に関すること(公園施設等に係るものを除く。)
大気保全担当	13 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること。 14 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること。 15 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること。 16 柏市環境保全条例(平成13年柏市条例第32号)、柏市ダイオキシン類発生抑制条例(平成13年柏市条例第33号)等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること。 17 公害苦情処理に関すること。
水質保全担当	18 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること。 19 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること。 20 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること。 21 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること。 22 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること。 23 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく設置及び維持管理指導に関すること。

廃棄物政策課

課長 (荒 巻 幸 男)

廃棄物政策担当	1 清掃事業の総合調整に関すること。 2 清掃事業の統計に関すること。
---------	--

	3 広域清掃行政に関すること。 4 清掃事業の中・長期構想に関すること。 5 清掃事業の調査研究に関すること。 6 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 7 柏市廃棄物処理清掃審議会に関すること。 8 一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及び指導監督に関すること。 9 一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請手数料に関すること。 10 一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認定に関すること。 11 浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。 12 特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業(荷卸)の許可の申請に関すること。 13 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との事業調整に関すること。
資源循環担当	14 廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関すること。 15 廃棄物の排出抑制, 減量, 資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること。 16 資源回収事業に関すること。 17 容器包装プラスチックの分別及び圧縮保管に関すること。 18 リサイクルプラザの運営に関すること。 19 リサイクルプラザの維持管理に関すること。 20 柏市ごみ減量推進協議会に関すること。
施設整備・災害廃棄物対策担当	21 清掃施設の調査研究, 整備計画, 建設等に関すること。 22 清掃施設の用地に関すること。 23 最終処分場の整備に関すること。 24 災害廃棄物の処理に係る総合調整に関すること。 25 指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関すること。 26 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の施設整備及び同施設の周辺対策に関すること。

環境サービス課

課長 坂 巻 博 雄

廃棄物指導担当	1 ごみの分別の指導及び啓発に関すること。 2 ごみ集積所に関すること。 3 地域清掃活動に関すること。 4 ばい捨て防止の推進に関すること。 5 廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関すること。 6 資源品の収集作業に関すること。 7 柏市不法投棄対策協議会に関すること。 8 所管業務に係る出先機関との連絡調整に関すること。 9 不法投棄ごみの調査, 指導, 処理及び防止啓発に関すること。
生活環境担当	10 し尿の収集及び処理の計画及び作業に関すること。 11 公衆便所の維持管理に関すること。 12 犬, 猫等の死体処理に関すること。 13 衛生害虫の駆除等の相談に関すること。 14 空き地の管理指導に関すること。 15 廃棄物処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関すること。 16 課の職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること。

	17 所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること。
	18 山高野浄化センターの運転、維持管理及び周辺対策に関すること。
	19 山高野浄化センターの水質及び汚泥の検査並びに記録の作成及び報告に関すること。

北部クリーンセンター

所長 石 出 俊 樹

	1 清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関すること。
収集担当	2 センターの職員の福利厚生、労務管理及び安全衛生対策に関すること。
	3 所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること。
	4 所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること。
	5 所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること。
	6 廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること。
管理担当	7 廃棄物搬入の指導に関すること。
	8 清掃工場の運転及び維持管理に関すること。
	9 最終処分場の維持管理に関すること。
	10 所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること。

南部クリーンセンター

所長 金 井 忠 義

	1 第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関すること。
収集担当	2 所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること。
	3 所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること。
	4 センターの職員の福利厚生、労務管理及び安全衛生対策に関すること。
	5 所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること。
	6 不法投棄ごみの処理に関すること。
	7 所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること。
管理担当	8 第二清掃工場の運転及び維持管理に関すること。
	9 第二最終処分場の維持管理に関すること。
	10 廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること。
	11 廃棄物搬入の指導に関すること。

産業廃棄物対策課

課長 染 谷 正

許可担当	1 産業廃棄物の適正処理に関すること。
	2 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること。
	3 産業廃棄物処理施設に係る設置許可、熱回収施設の認定及び指導に関すること。
	4 その他産業廃棄物に関すること。
	5 埋立事業の許可及び届出に関すること。
	6 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること。
監視担当	7 産業廃棄物処理業者の監視に関すること。
	8 産業廃棄物処理施設の監視に関すること。
	9 産業廃棄物排出事業者の監視に関すること。
	10 産業廃棄物の不法投棄対策に関すること。
	11 土砂等の埋立て等の監視に関すること。

平成 29 年度環境部主要事業について

[環境政策課]

関係法令，第五次総合計画及び環境基本計画を根拠として各事業を実施する。

1 地球温暖化対策

第二期柏市地球温暖化対策計画（平成 26 年 3 月改訂）に基づき，市民・事業者と協働し，各種温暖化対策を実施する。

(1) 市民，事業者の省エネ・創エネ対策を支援

ア 太陽光発電設備等エコハウス促進総合補助金

イ 緑のカーテンによる緑化の推進

ウ 事業所の省エネ相談会の実施

(2) 公共施設等の低炭素化

(3) フットパス事業

(4) 地球温暖化対策のための国民運動「クールチョイス（賢い選択）」の啓発

2 柏市生きもの多様性プラン推進

(1) 谷津保全事業

(2) 自然環境調査（平成 28～30 年度）

(3) 増尾の森整備・活用事業

(4) 環境保全を推進していく市民の育成

柏の自然と生きもの講座（かしわ環境ステーション）

3 放射線対策

(1) 携帯型環境放射線測定器による市内全域の主要道路・通学路の測定，公表

(2) 民有地の空間放射線量の訪問測定，相談

(3) 空間放射線量測定器の市民貸し出し

(4) 町会・自治会等の測定や除染作業の支援

4 公害対策

(1) 大気監視（PM_{2.5}，光化学スモッグ）

(2) 公共用水域等の水質監視

(3) 土壌汚染対策

(4) 特定施設など立入り検査

工場，事業所などの発生源を検査

(5) 浄化槽設置補助

合併処理浄化槽設置奨励補助金 18 基

[廃棄物政策課]

1 一般廃棄物処理基本計画の進行管理

平成29年3月に改訂した柏市一般廃棄物処理基本計画について、目標の達成と循環型社会の実現に向けて、市の総合計画ほか、関連する諸計画と連携し、効果的な施策を展開する。施策の実効性・継続性を高めるため、随時進行を管理し、着実に実施する。

2 放射性物質を含む焼却灰の安定処分

(1) 南北クリーンセンターと連携し、放射性物質を含む焼却灰の民間処分場での処分の継続を目指す。

(2) 指定廃棄物については、国が最終処分場等（指定廃棄物を長期にわたり安全に管理するための施設）を確保するまでの間、安全な仮保管及び定期的な放射線量の測定を行う。また、指定廃棄物が安全かつ速やかに、最終処分場等に搬入されるよう適切に対処する。

3 3R行動の普及・促進

(1) 家庭系ごみの減量

家庭系の可燃ごみの約1割が食べ残しなどのいわゆる食品ロスであり、また、同ごみの約1割が資源化できる紙類であり、3R及びごみ減量に関して、取り組む余地があることから、食品ロス抑制対策や、ざつ紙類の資源化の徹底を中心に、ごみ減量広報紙や市ホームページを通した市民のごみ減量意識の高揚を図り、市民の具体的なごみ減量行動に繋げていく。

(2) 事業系ごみの減量

市内大型店舗等に照会を行っている減量計画書等から、市内事業系ごみの排出状況を分析し、その結果をもとに事業者のコスト意識に訴えかけたごみ減量の指導を行い、減量行動に繋げていく。

[環境サービス課]

1 ごみ分別指導の効果的な施策の検討

適正なごみの分別方法を周知するため、毎年ごみ出しカレンダーを配布している。本年度はごみ出しカレンダーの掲載内容の充実及び外国語版カレンダーの作成により、転入者や外国人への正しい分別方法の周知徹底を図る。

また、スマートフォンからごみ分別検索やごみ出しカレンダーを確認できる、ごみ分別アプリの利活用を推進することで、市民ニーズに対応する。

2 不法投棄対策

①協議会の委員の改選

市民、土地所有者、行政機関等で構成される不法投棄対策協議会の委員改選を行う。当協議会は、不法投棄に関する協議及び情報共有を行うことにより、不法投棄の未然防止と事後対策の促進を図るものである。

②不法投棄防止カメラの移設

不法投棄が頻繁に行われている地域にカメラを移設する。不法投棄現場の録画による現状把握及びカメラに対する視覚効果により、不法投棄の抑止力の向上を図る。

3 柏駅西口公衆トイレ改修工事

昭和54年から供用を開始している柏駅西口公衆トイレについて、老朽化が進んでいるため、千葉県「観光地魅力アップ整備事業補助金」を活用し、設備等の交換、模様替え等を行い明るく清潔感のあるトイレに改修する。

[北部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 草木の分別収集の継続、焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施。
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[南部クリーンセンター]

1 放射能対策

- (1) 草木の分別収集の継続、焼却量の調整により、焼却灰の放射能濃度管理を徹底し、清掃工場の継続した運転管理を実施する。
- (2) 国による最終処分が行われるまでの間、一時保管中の指定廃棄物について、周辺の空間放射線量測定、保管状況の点検等適正な管理を実施していく。

[産業廃棄物対策課]

1 産業廃棄物に関する許可・指導

産業廃棄物に関する法令等に基づく許認可及び届出等を通じ、産業廃棄物の適正処理を図る。

2 産業廃棄物に関する規制・監視

産業廃棄物に関する法令等に基づく監視及び立入検査等を通じ、産業廃棄物の適正処理を図る。

平成29年度審議予定事項について

第1回（平成29年5月9日）

- 1 平成29年度環境部組織体制について
- 2 平成29年度環境部主要事業について
- 3 平成29年度審議予定事項について
- 4 都市鉱山メダルプロジェクトについて
- 5 クリーンセンターへのごみ持ち込み時の住所確認について

第2回（平成29年10月中旬～下旬）

- 1 平成28年度版清掃事業概要について
- 2 その他

第3回（平成30年1月中旬～下旬）

- 1 現地視察（清掃関連施設）
- 2 その他

第4回（平成30年3月下旬）

- 1 平成30年度一般廃棄物処理実施計画について（審議）
- 2 その他

使用済小型家電リサイクル関連事業「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加について

柏市は使用済小型家電等のリサイクルを推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（以下メダルプロジェクト）」に参加し、使用済み小型家電のメダルへの活用のための回収を開始します。

1 趣旨・目的

当プロジェクトを通して、市民の 3 R への関心を高め、入賞メダルの原材料となる小型家電をより多く回収するため、プロジェクトに参加します。回収した小型家電は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に使用される金・銀・銅あわせて約 5,000 個の入賞メダルとして活用されます。

2 実施概要

(1) 回収開始時期

平成 29 年 6 月

※プロジェクトに係る回収終了までを予定

(2) 回収品目

携帯電話やデジタルカメラ、携帯型ゲーム機など、回収の投入口（横 30cm×縦 15cm）に入るもの（PC、家電リサイクル法対象品目等除外品目あり）

※現行の市の小型家電回収品目との変更なし

(3) 回収場所

市役所及び支所、清掃関係施設ほか、出張所併設近隣センターなど市内 17 箇所（各施設の開館時間のみ回収）

(4) 回収方法

上記回収場所の回収ボックスへの直接投入

※その他市内 3 R 関連イベントや、市内小学校での環境学習に合わせた出前回収を実施予定

3 周知方法

(1) 広報かしわ 6 月 1 日号掲載及び市ホームページ掲載予定

(2) 回収ボックスにメダルプロジェクト実施に係る全国统一デザインのマグネット・のぼり等の広報物を掲示し、回収の実施を視覚的に PR

4 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（以下メダルプロジェクト）」について

東京 2020 大会時の入賞メダル制作において、入賞メダルの原材料となる金・銀・銅を携帯電話をはじめとした小型家電等から抽出されるリサイクル金属を活用することによって調達する国民参画型のプロジェクトで、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が平成 29 年 4 月から開始。

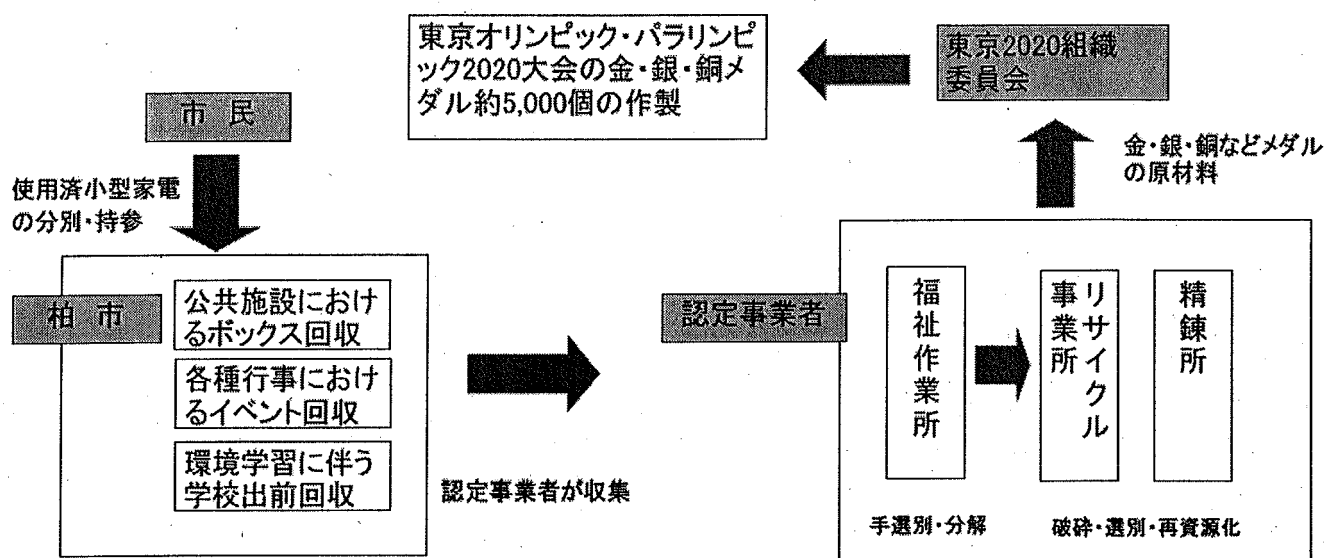
【URL】<http://www.toshi-kouzan.jp/>

【参考：現行の柏市の小型家電リサイクルの取組について】

平成26年11月より市内公共施設17箇所に、専用の回収ボックスを設置のうえ実施のほか、3R関連イベントでの回収や、小学校の環境学習と連携した回収を行っている。

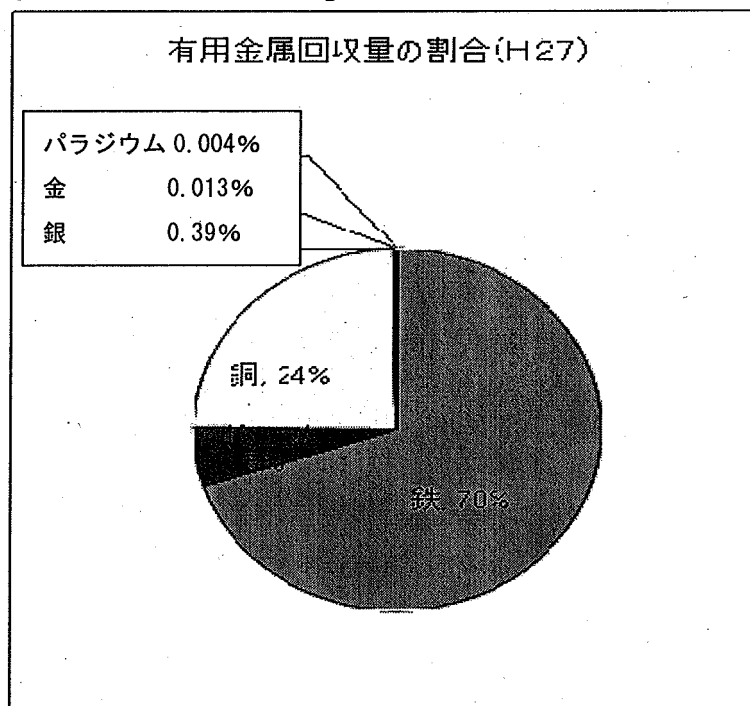
回収実績としては平成26年度約2.4トン、平成27年度約4.8トン。

【メダルプロジェクト参加後のリサイクルの流れ】



【柏市回収に伴う有用金属の回収量（平成27年4月～平成28年3月まで）】

鉄	1,196.1kg	銀	6.686kg
銅	416.28kg	金	227.49g
アルミニウム	90.08kg	パラジウム	71.45g



〈ごみの持ち込み受付時における住所確認について〉

1. 目的

近年、清掃工場への一般廃棄物の直接搬入車両台数が右肩上がり
に増加しており、平成13年度（有料化初年度）と平成27年度の
台数を比較すると約3倍に増加しています。ごみの回収は、集積所
での回収を基本としており、清掃工場への直接搬入は、周辺住民へ
の迷惑やごみ減量の観点から例外的な対応となっています。この直
接搬入車両の増加の原因として、近隣他市の搬入条件等の変化及び
便利屋業の横行等が想定され、他市のごみの搬入の可能性等が常習
化することが課題となっています。

その対策として、平成29年4月1日から南北クリーンセンター
へ搬入される一般廃棄物が旧柏地域から発生したこと等を確認する
ため、搬入者の住所確認を行うこととしました。

2. 現在の状況報告

平成29年4月1日より、住所確認を開始したことによる結果に
ついては次のとおりです。

4月28日時点での免許証忘れや他市からの持込により受入不可と
判断した件数は「16件」となります。このうち、免許証を忘れた
方については搬入物の内容から便利屋業の可能性が非常に高く、チ
ラシの配布や口答での注意により啓発活動を行っています。

今後も引き続き住所確認の適正な運用並びに情報収集に努めること
で搬入台数の動向について確認していきます。

南部・北部クリーンセンターでは、4月よりごみの持ち込み受付時に住所確認を行います。

旧柏地域外からのごみの持ち込みや柏市一般廃棄物処理業許可の無許可による持ち込みを防ぐために、4月からごみの持ち込み時に住所確認を実施します。各クリーンセンターへ直接ごみを持ち込む場合は、運転免許証等の住所が確認できるものをお持ちください。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※1. ごみを持ち込めるのはご本人が原則です。

※2. ごみの排出場所の現場確認を実施する場合があります。

※3. 産業廃棄物の持ち込みはできません。

	持込みできる人	必要な書類
家庭ごみ	本人	・ごみを持ち込む人の氏名・住所がわかるもの
	親族	・ごみを持ち込む人の氏名がわかるもの ※ごみの発生した場所の住所等がわかるもの（郵便物等）の呈示をお願いする場合があります。
事業ごみ	事業者 もしくは 被雇用者	・ごみを持ち込む人の氏名がわかるもの ※ごみを持ち込む人と事業所の雇用関係がわかるもの（名刺・社員証等）の呈示をお願いする場合があります。 ※ごみの発生した場所の住所等がわかるものの呈示をお願いする場合があります。

問 南部クリーンセンター04-7170-7080
北部クリーンセンター04-7131-7900